

# 知的財産権管理業務に係る PMS操作手順書

2025年11月

事業統括部知的財産課

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

### 目次



- 0-1. はじめに
- O-2. 入力画面への入り方
- 1. 産業財産権 出願通知書
- 2. 産業財産権等 出願後状況通知書
- 3. 知的財産権 移転承認申請書
- 4. 専用実施権等 設定承認申請書
- 5. 知的財産権 移転等届出書
- 6. 知的財産権 移転通知書
- 7. 知的財産権 利用届出書
- 8. 知的財産権 放棄届出書
- 9. 知的財産権 持分放棄届出書
- 10. 知的財産権 帰属届出書
- 11. 封印申請書

Go

「Go」ボタンをクリックする と該当ページに遷移します



#### 1. PMSによる書類の提出とその例外について

業務委託契約標準契約書約款において「甲が別に定める」としている知的財産権に関する申請、届出、通知(下記(1)~(10)の書類)及び封印申請書については、現在プロジェクトマネジメントシステム(以下「PMS」という)による提出としています。ただし、記載要領や注意書き等の記述どおりにシステムへの入力や表示がされない状態が発生していますので、その場合には、システムへの入力を優先していただきます。

#### <NEDOへ提出する書類と関連する約款の条文>

(1)産業財産権出願通知書

(2)産業財産権等出願後状況通知書

(3)知的財産権移転承認申請書

(4)専用実施権等設定承認申請書

(5)知的財産権移転等届出書

(6)知的財産権移転通知書

(7)知的財産権利用届出書

(8)知的財産権放棄届出書

(9)知的財産権持分放棄届出書

(10)知的財産権帰属届出書

(11)封印申請書

(約款第32条第1項)

(約款第33条第1項及び第2項)

(約款第31条の3第1項)

(約款第31条の3第2項)

(約款第31条の4第1項)

(約款第33条第3項及び第4項)

(約款第34条第1項及び第2項)

(約款第31条の5)

(約款第31条の6第1項)

(約款第35条(大学・国立研究開発法人等用にはありません。))

(約款第30条)

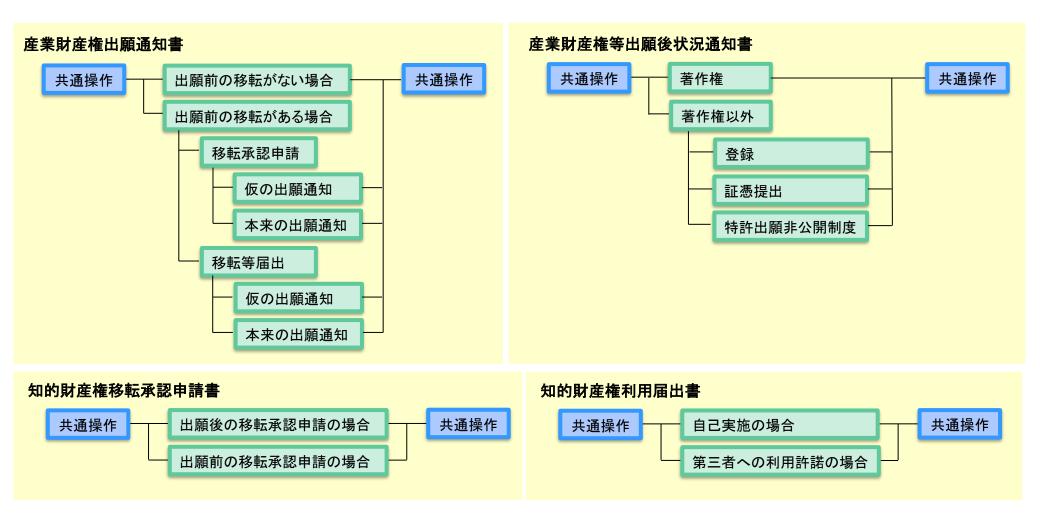
#### 【例外】

技術研究組合の組合員が行う知的財産権に関する報告については、PMSによる報告はできません。別途お知らせする方法によりNEDOに対して届出をしていただき、その情報に基づきNEDOが代理でPMSに入力して、担当事業部にお知らせする方法としています。また、2006年頃以前の契約案件についても、書面での提出としています。



#### 2. 本マニュアルの構成

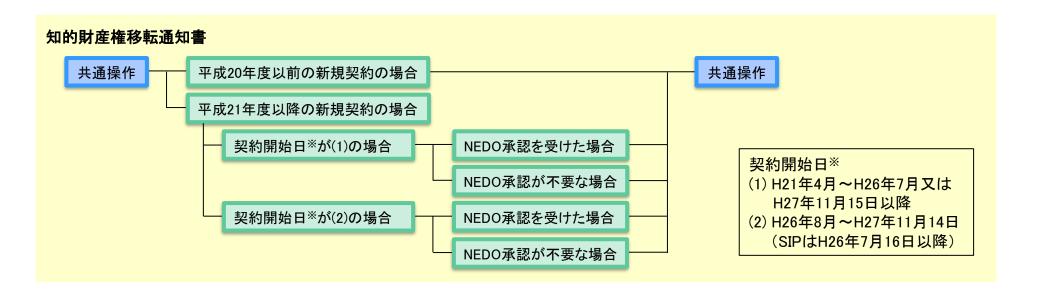
各様式のページは以下のような構成になっています。





#### 2. 本マニュアルの構成

各様式のページは以下のような構成になっています。





#### 3. 本マニュアルの注意点

- 下線が引かれている水色の文字(下線)には、リンクが貼られています。
- ・したがって、本マニュアルはPC上でご使用になることをおすすめします。

#### 4. 入力画面の語句の見直し

PMS上での入力画面の一部については、一部不適当な文言があります。以下がその例です。

- ① 各種手続書類の選択画面 : 「様式選択」(×) →「書類選択」(O)
- ② 表記の誤り: 技術研究組合から「研究員」への移転(×)
  - → 「組合員」への移転(○)

(例:知的財産権移転通知書中の「当該移転が認められる理由」の<u>選択肢ウ</u>)

## O-2. 入力画面への入り方



(1)「プロジェクトマネジメントシステム」画面において、ユーザーIDとパスワードを入力します。



## 0-2. 入力画面への入り方



(2)「インフォメーション」画面において、該当する契約管理番号のリンクをクリックします。



## 0-2. 入力画面への入り方



(3)「メニュー」画面において、該当するアイコンをクリックします。





(1) 「知財一覧」画面が表示されたら、「出願通知書」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u>	<u>-</u> > 知財一覧				戻る
知財手続一覧					クリック 出願通知書
出願日	<b>ĕ</b> ~	23	出願に係る産業財産権 の種類	~	
出願番号	(部)	分一致)	出願国	日本	
					クリアこの条件で絞り込む



このページ以降

A. 出願前の移転がない場合 <u>こちら</u>

B. 出願前の移転がある場合

(1) 移転承認の場合 <u>こちら</u>

(2) 移転等届出の場合 こちら

### 1. 產業財產権 出願通知書-A



(2-A1)「産業財産出願通知書一覧」画面が表示されるので、「追加」ボタンをクリックします。



#### 1. 產業財產権 **出願通知書**-A



(2-A2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、必要事項を入力します。



- ※1 提出者には代表者等の制限はありません(担当者でも可)。
- ※2 PCT国際出願の場合、出願通知書は、①国際出願段階、②国内移行段階の2段階

国内移行先がEPCの場合は、上記①、②に加えて、③有効化段階についても出願通知書の提出が必要なため、3段階。

ただし、欧州単一効特許の場合は、欧州を一つの国として扱うので2段階で報告が必要。

また、出願日の項目には国内移行日ではなく、国際出願日を入力のこと。

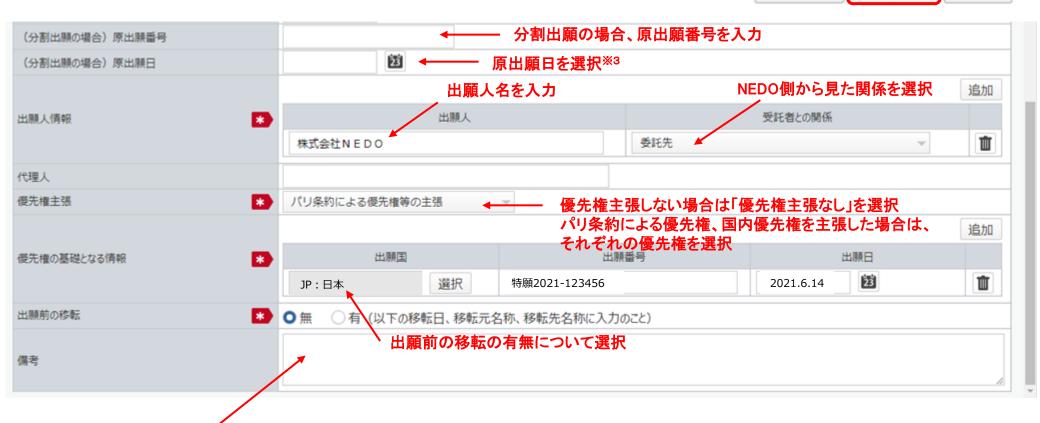


(2-A3) 必要事項の入力が終了したら、「入力完了」ボタンをクリックします。

#### 選択

#### 文書登録

一時保存 入力完了 閉じる



- ・ 複数年契約の場合は、出願直近の契約番号を記載
- ・ 連名契約の場合は、全ての契約番号を記載

※3 分割出願の場合、出願通知書は、①原出願、②分割出願の2回報告が必要。

### 1. 產業財產権 **出願通知書**-A



(2-A4)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」 ボタンをクリックします。





(2-A5)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、入力した通知書を「選択」欄から選択し、「入力完了」ボタンをクリックします。





(2-A6)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の内容を確認した後、「届出」ボタンをクリックします。





#### 通知書のイメージ

2022年6月27日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 資産管理部長 殿 (プロジェクト担当部長)

> (住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 (法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式 会社 (役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」について、下記 のとおり産業財産権の出額を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知し ます。

記

1.出願国 日本

2.出願に係る産業財産権の種類 特許権

3.発明等の名称 永久機関の製造方法

4.出願年月日 2022年6月1日

(国際出願年月日 2022年6月1日)

5.出願番号 2022-543210

(国際出顧番号 PCT/JP2022/666666)

6.出願人名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

7.優先権主張 なし

8. 出願前の移転 なし

9.添付書類 無し

### 1. 產業財產権 **出願通知書**-A



(2-A7)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

<b>メッセージ入力</b> 届出メッセージ  キャンセル	<b>入力 選択</b>	
		クリック <sup>閉じる</sup>
TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書(74)  ✓ 編集モード (プレビュー)		選択 戻る



このページ以降

- (1) 移転承認申請(事前承認が必要)の場合
  - a. 仮の出願通知の場合

こちら

b. 知的財産権移転通知書の提出後に提出する 本来の出願通知の場合 <u>こちら</u> 出願前における知的財産権 移転通知書の提出について PMSが対応しておらず、知的 財産権移転通知書から移転 した知的財産権を選択する ことができません。そのため 便宜上、管理番号等を入力 した産業財産権出願通知書 を提出しておくことが必要と なります。

※ 出願前の移転承認申請の手続は以下のとおり。

知的財産権移転承認申請書(出願前移転)の提出

a. 仮の出願通知

<u>仮の産業財産権出願通知書(出願前移転)</u>の提出 ···「出願番号」欄には管理番号等を入力

知的財産権移転通知書の提出

b. 本来の出願通知

産業財産権出願通知書(出願前移転)の提出・・・「出願番号」欄には出願番号を入力



このページ以降

(2) 移転等届出(事前承認が不要)の場合

a. 仮の出願通知の場合

こちら

b. 知的財産権移転通知書の提出後に提出する 本来の出願通知の場合 <u>こちら</u> 出願前における知的財産権移 転等届出書及び知的財産権移 転通知書の提出についてPMS が対応しておらず、当該届出 書、通知書から移転した知的 財産権を選択することができま せん。そのため、便宜上、管理 番号等を入力した産業財産権 出願通知書を提出しておくこと が必要となります。

※ 出願前の移転等届出の手続は以下のとおり。

a. 仮の出願通知

<u>仮の産業財産権出願通知書(出願前移転)</u>の提出 · · · 「出願番号」欄には管理番号等を入力

<u>知的財産権移転等届出書</u>の提出

<u>知的財産権移転通知書</u>の提出

b. 本来の出願通知

産業財産権出願通知書(出願前移転)の提出・・・「出願番号」欄には出願番号を入力



(2-B1(1)a1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「事前承認申請から追加」を選択します。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <u>知財一覧</u> > <b>文書登録 − 産業財産権出願通知書一覧</b>					戻る	
<b>/ 編集モード</b>					入力完了	
		産業財		書一覧	<b>`</b> 88 <b>∔</b> □	
	生 乗 別 座 惟 山 覛 迪 知 青 一 寛 <b>選択 選択</b> 「温集」「コピーして追加」「事前承認申請から追加」「追加」					
選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権 の種類	出願国	ステータス

※ これよりも前の操作は1.(1)をご覧ください。



(2-B1(1)a2) 「知財選択」画面が表示されるので、出願前に移転した知的財産権を選択し、「設定」 ボタンをクリックします。

知	財選	択							[ F	閉じる
Н	出願日				~					
H	出願国		日本	•		出願番	号(社内管理番号、 号等)	契約 二		
	クリア この条件で絞り込む				変り込む しょうしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ					
15	5件のデ	- ータが該当しまし	た。						クリック	設定
	選択	出願番号 (社内管理番号		発明等の名称	出原	ā 🗆	登録番号	登録日	出願国	<del>≣</del> ]
		管理番号等		出願に係る産業財産権の種類	山冰	RH	立妙田つ	五水口	山原民	=
										^
	$\bigcirc$	kana20200	21702	植物由来の飲用アルコール製造方法					JP: 日本国	
		Kariazuzuu	31/02	特許(産業財産権)を受ける権利					JF. 口本国	
(	$\bigcirc$	ABCXYZ		永久機関の製造方法					JP : 日本国	
				特許権						•
		· 译択								



(2-B1(1)a3)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

文書登録		一時保存 入力完了 閉じる			
産業財産権出願通知書					
* 必須入力					
作成日 **	2022.07.01				
部 名	資産管理部				
住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310				
法人名	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	①記載の確認			
所属部課	資産管理室	し。記集なり作品で			
役職	部長				
氏名 *	資産 太郎				
出願国	日本				
出願に係る産業財産権の種類	特許権				
発明等の名称・	永久機関の製造方法	○ '\$\$ to _ 7 ±			
出願番号	ABCXYZ	② 選択・入力			
出願日	2022.07.01				
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号	vy data:	四番日等の1十			
(PCT出願の国内移行の場合)国際出願日		理番号等の入力			
(分割出願の場合) 原出願番号					



(2-B1(1)a4) 引き続き、以下の図のとおりに処理します。

			<b>(5</b> )	選択
文書登録		一時保存	入力完了	閉じる
出願人情報	出願人	受託者との関係		
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	委託先	~	Ů
代理人				
優先権主張 *	優先権主張なし			
出願前の移転	○無 ○ 有 以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力	ා <b>ග</b> こと)	- ③ 入力	・選択
移転の形式 *	全部移転			
出願前の移転の事前承認	済み			
移転日 *	2022.05.31			
				追加
移転元 *	移転元名称	移転元住所		
	特許株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3		
			4 確認	追加
移転先 *	移転先名称	移転先住所		
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310		
備考				

### 1. 產業財產権 **出願通知書-B-(1)-b (出願前移転)**



(2-B1(1)b1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「追加」を選択します。



## 1. 產業財產権 出願通知書-B-(1)-b (出願前移転)



(2-B1(1)b2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

文書登録			一時保存  入力完了	閉じる
	産業則	才産 権 出 願 通	5 知 書	
* 必須入力				
作成日	<b>*</b> 2022.07.01	_		
部 名	資産管理部			
住所	神奈川県川崎市幸区大宮町13	1 0		
法人名	新エネルギー・産業技術総合開発株	株式会社		
所属部課	資産管理室		一 ① 記載の確認	
役職	部長			
氏名	★ 資産 太郎			
出願国	▶ 日本			
出願に係る産業財産権の種類	* 特許権	<b>Y</b>		
発明等の名称	* 永久機関の製造方法		②選択・入力	
出願番号	<b>*</b> 2022-543210		② 选択 - 入刀	
出願日	2022.06.06			
(PCT出願の国内移行の場合)国際出願番号				
(PCT出願の国内移行の場合)国際出願日	23			
(分割出願の場合) 原出願番号				

## 1. 產業財產権 出願通知書-B-(1)-b (出願前移転)



(5) 建切

(2-B1(1)b3) 引き続き、以下の図のとおりに処理します。

文書登録		一時保存	入力完了 閉じる
出願人情報 *	出願人	受託者との関係	
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	委託先	<u> </u>
代理人			
優先権主張 *	優先権主張なし		
出願前の移転	○ 無 ○ 有 以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力	<b>ග</b> こと)	③ 入力・選択
移転の形式 *	全部移転		⑤ 八刀 ・透水
出願前の移転の事前承認 *	済み		
移転日 *	2022.05.31		
			追加
移転元 *	移転元名称	移転元住所	
	特許株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3	Ů
			- 4 入力 追加
移転先 *	移転先名称	移転先住所	
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	Ů
備考			



(2-B1(2)a1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「追加」を選択します。





(2-B1(2)a2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

文書登録		一時保存 入力完了 閉じる
	産業財産権出願通	通知書
* 必須入力		
作成日 *	2022.07.01	
部 名	資産管理部	
住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
法人名	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	①記載の確認
所属部課	資産管理室	し。記事なり、作品な
役職	部長	
氏名 *	資産 太郎	
出願国	日本	
出願に係る産業財産権の種類	特許権	
発明等の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	永久機関の製造方法	○ '58 +□ - 1 +
出願番号	ABCXYZ	├ ② 選択・入力
出願日 *	2022.07.01	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号	W 65:	<b>四番日生の1十</b>
(PCT出願の国内移行の場合)国際出願日		理番号等の入力
(分割出願の場合)原出願番号		



(2-B1(2)a3) 引き続き、以下の図のとおりに処理します。

			⑤ 選択
文書登録		一時保存	入力完了 閉じる
出願人情報 *	出願人	受託者との関係	
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	委託先	<b>-</b>
代理人			
優先権主張 *	優先権主張なし		_
出願前の移転	○無 ○有 以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力	のこと)	- ③ 入力·選択
移転の形式 *	全部移転		
出願前の移転の事前承認	不要		
移転日 *	2022.05.31		
			追加
移転元 *	移転元名称	移転元住所	
	特許株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3	
			一 ④ 入力 追加
移転先 **	移転先名称	移転先住所	
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
備考			

次は<u>こちら</u>へ

### 1. 產業財產権 出願通知書-B-(2)-b (出願前移転)



(2-B1(2)b1)「産業財産権出願通知書一覧」画面において、「追加」を選択します。



## 1. 產業財產権 出願通知書-B-(2)-b (出願前移転)



(2-B1(2)b2)「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

文書登録		一時保存 入力完了 閉じる
	産業財産権出願追	通知書
* 必須入力		
作成日	* 2022.07.01	
部 名	資産管理部	
住所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
法人名	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
所属部課	資産管理室	①記載の確認
役職	部長	
氏名	* 資産 太郎	
出願国	* 日本	
出願に係る産業財産権の種類	★ 特許権	
発明等の名称	* 永久機関の製造方法	② '35 to _ 7 +
出願番号	* 2022-543210	②選択・入力
出願日	* 2022.06.06	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号		
(PCT出願の国内移行の場合)国際出願日	23	
(分割出願の場合)原出願番号		

## 1. 產業財產権 出願通知書-B-(2)-b (出願前移転)



(2-B1(2)b3) 引き続き、以下の図のとおりに処理します。

			⑤ 選択
文書登録		一時保存	入力完了閉じる
出願人情報 *	出願人	受託者との関係	
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	委託先	
代理人			
優先権主張 *	優先権主張なし		
出願前の移転 *	○ 無 ○ 有 以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力	ეのこと)	3 入力・選択
移転の形式 *	全部移転		
出願前の移転の事前承認 *	不要		
移転日 *	2022.05.31		
		_	追加
移転元 *	移転元名称	移転元住所	
	特許株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3	
			- ④ 入力 追加
移転先 *	移転先名称	移転先住所	
	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	Ů
備考			

### 1. 產業財產権 出願通知書-B (出願前移転)



(2-B2) 前頁で「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリック します。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



### 1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)



(2-B3)「産業財産権出願通知書一覧」画面が表示されたら、ステータスが「作成済」であることを確認した後、「入力完了」ボタンをクリックします。



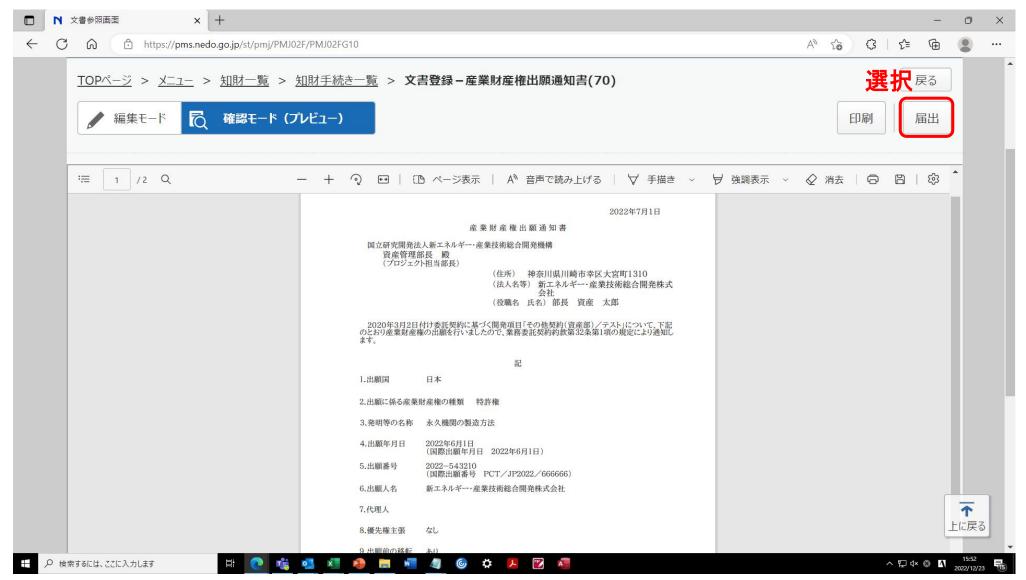
(2-B4)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



#### 1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)



(2-B5)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。



### 1. 産業財産権 出願通知書-B (出願前移転)



#### 通知書のイメージ

2022年7月1日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 資産管理部長 殿 (プロジェクト担当部長)

> (住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 (法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式 会社 (役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1.出願国 日本

2.出願に係る産業財産権の種類 特許権

3.発明等の名称 永久機関の製造方法

4.出願年月日 2022年6月1日

5.出願番号 2022-543210

6.出願人名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

7.代理人

8.優先権主張 なし

9.出願前の移転 あり

移転年月日 2022年5月31日 移転元 特許株式会社

移転先 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

10.添付書類 無0

契約管理番号!19100801-0

#### 1. 産業財産権 出願通知書-B(出願前移転)



(2-B6)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。



# 1. 産業財産権 出願通知書



(3) 「知財一覧」画面が表示されるので、「知財手続一覧」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > メニュ	<u>-</u> > 知財一覧					戻る
知財手続一覧	クリック					出願通知書
出願日	<b>23</b> ~	23	出願に係る産業財産権 の種類	~		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本		
					クリア	この条件で絞り込む

### 1. 産業財産権 出願通知書



(4) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した通知書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

<u> TOPページ</u> > メニュー	> <u>知財一覧</u>	> 知財手続き一覧						戻る
							新規知財	手続
文書名					(部分	一致)		
PMS文書番号				出願番号			(部分一致)	
文書種別		•		登録日		<b>23</b> ~	23	
							クリア この条件で絞	り込む
229件のデータが該当しました	t∘ <u>1234</u>	<u>5</u> <u>&gt;</u>				確	2	
PMS文書番号	文書種別		文書名		Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000950	知財	産業財産権出願通知書(74	)		1.00	届出中	2022.07.01	



(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > メニュ	<u>-</u> > 知財一覧						戻る
知財手続一覧	クリック						出願通知書
出願日	23 ~	23	出願に係る産業財産権 の種類		_		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	~		
						クリア	この条件で絞り込む
<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u> ・	_ > <u>知財一覧</u> > <b>知財手続き</b>	一覧					戻る
						クリック [	新規知財手続
文書名					(部分一致)		
PMS文書番号			出願番号			(部分一致	文)
文書種別		•	登録日		23 ∼	23	
						クリア	この条件で絞り込む

# 2. 產業財產権等 出願後状況通知書



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「産業財産権等出願後状況通知書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手	続き様式選択	閉じる
選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
•	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
0	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
0	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
0	移転等届出	知的財産権移転等届出書
0	移転通知	知的財産権移転通知書
0	利用届出	知的財産権利用届出書
0	放棄届出	知的財産権放棄届出書
		クリック

### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書



(3)「産業財産権等出願後状況通知書一覧」画面が表示されるので、「追加」ボタンをクリックします。





(4)「産業財産権等出願後状況通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。



# 2. 產業財產権等 出願後状況通知書



このページ以降

A. 著作権以外の産業財産権等の場合 <u>こちら</u>

B. 著作権の場合 <u>こちら</u>

# 2. 產業財產権等 出願後状況通知書-A



(5-A1) 前頁の「選択」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、該当の知的財産権 を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知	財選	択								閉じる
出	願日			[23] ~	23	出願に係	系る産業財産権の種	類	~	
出	願国		日本	~		出願番	号(社内管理番号、 号等)	2000		
				選択				クリア	この条件	で絞り込む
47	件のデ	ータが該当しまし	した。						クリック	設定
45	選択	出願著 (社内管理番		発明等の名称	出願	iП	登録番号	登録日	94.6	頃国
		管理番号		出願に係る産業財産権の種類	山水	: [	立外田つ	立虾口	11/1/2	
		2022-5432	10	永久機関の製造方法	2022.0	06 01			JP: 日本国	ā
		2022 3132		特許権	2022.0	0.01			JI . LITE	
		2022-2022	112	バイドール簡素化	2022.1	12.07	12345678	2022.12.08	JP:日本国	5
		2022-2022	112	特許権	2022.	12.07	12343070	2022.12.08	」4. 口本臣	

#### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書-A



(5-A2)「産業財産権等出願後状況通知書」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。



### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書-A



このページ以降

a. 登録の場合 <u>こちら</u>

b. 証憑<sup>※</sup>提出の場合 <u>こちら</u>

c. 特許出願の非公開制度の場合 <u>こちら</u>

※ 証憑:書誌的事項を確認できる書類(願書等)

#### 2. 産業財産権等 出願後状況通知書-A-a (登録)



- (5-A3a)「出願後の状況」欄で「登録」を選択した後、以下の図のとおりに処理します。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ





(5-A3b1)「出願後の状況」欄で「証憑の提出(以下、3.へ)」を選択します。

書登録		一時保存 入力完了 閉じる
		産業財産権等出願後状況通知書
* 必須入力		
作成日	*	2025.10.14
部 名		材料・ナノテクノロジー部
	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
`Z/:n.±<	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
通知者	役職名	部長
	氏名 *	資産 太郎
	出願国	日本
<b>产₩旪夲キチホール</b> 孛	産業財産権の種類	特許権
産業財産権設定 選択 クリア	発明等の名称 *	永久機関の製造方法
選が、プグ	出願番号	2024-999999
	出願日	2024.03.12
出願後の状況	*	証憑の提出(以下、3.へ) 「多選択
3. 公開区分	*	
3. 公開日/移行日	*	
		ファイル名



(5-A3b2)「3. 公開区分」欄で、「出願公開、国際公開、国内移行」のいずれかを選択します。

(書登録		一時保存 入力完了 閉じる
		産業財産権等出願後状況通知書
* 必須入力		
作成日	*	2025.10.14
部 名		材料・ナノテクノロジー部
	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
\Z/m <del>+</del>	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
通知者	役職名	部長
	氏名 *	資産 太郎
	出願国	日本
产₩8+产+左=ルウ	産業財産権の種類	特許権
産業財産権設定選択グリア	発明等の名称 **	永久機関の製造方法
選が、プラブ	出願番号	2024-999999
	出願日	2024.03.12
出願後の状況	*	
3. 公開区分	*	● □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
3. 公開日/移行日	*	
		出願公開 国際公開 国内移行 <b>選択</b>



(5-A3b3)「3. 公開日/移行日」欄に、出願公開日、国際公開日又は国内移行日を入力します。

書登録		一時保存 入力完了 閉じる
		産業財産権等出願後状況通知書
* 必須入力		
作成日	*	2025.10.14
部 名		材料・ナノテクノロジー部
	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
`Zhu±	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
通知者	役職名	部長
	氏名 *	資産 太郎
	出願国	日本
**************************************	産業財産権の種類	特許権
産業財産権設定 選択 クリア	発明等の名称	永久機関の製造方法
選が「が	出願番号	2024-999999
	出願日	2024.03.12
出願後の状況	*	証憑の提出(以下、3.へ)
3. 公開区分	*	出願公開
3. 公開日/移行日	*	2025.09.12 图 入力
		ファイル名



- (5-A3b4) 「添付書類」欄に出願時における証憑書類のみ(【重要】公開前に出願後状況通知書にて機微情報となる発明の内容が記載された書類は絶対に提出しないこと。)添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ

通知者	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	● 年 仕 杉本 野山 女 七 こ ケロック
	役職名	部長	⑪ 添付が確認出来たらクリック
	氏名 *	資産 太郎	
	出願国	日本	
÷- 14-20	産業財産権の種類	特許権	
産業財産権設定選択 クリア	発明等の名称	永久機関の製造方法	
	出願番号	2024-999999	
	出願日	2024.03.12	
出願後の状況	*	証憑の提出(以下、3.へ)	
3. 公開区分	*	出願公開	
3. 公開日/移行日	*	2025.09.12	
		アル名	更新日
<b>忝付書類</b>		<u>公開公報</u>	2025.10.14
		ファイルの選択ファイルが選択されていません	アップロード



(5-A3c1)「出願後の状況」欄で「非公開制度に関する通知等(以下、4へ)」を選択します。

* 必須入力  作成日 * 2025.10.21	
部名	
住所 * 神奈川県川崎市幸区大宮町1310   法人名 * 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社   役職名   部長   日本   日本   産業財産権設定   発明等の名称 * 永久機関の製造方法   出願番号   2024-999999	
通知者       法人名       **       新エネルギー・産業技術総合開発株式会社         役職名       部長         氏名       **       資産 太郎         出願国       日本         産業財産権の種類       特許権         発明等の名称       **       永久機関の製造方法         出願番号       2024-999999	
通知者     役職名     部長       氏名     ★     資産 太郎       出願国     日本       産業財産権の種類     特許権       発明等の名称     ★     永久機関の製造方法       出願番号     2024-999999	
投職名     部長       氏名     * 資産 太郎       出願国     日本       産業財産権の種類     特許権       発明等の名称     * 永久機関の製造方法       出願番号     2024-999999	
出願国     日本       産業財産権の種類     特許権       発明等の名称     * 永久機関の製造方法       出願番号     2024-999999	
産業財産権設定     ※ 発明等の名称     ※ 永久機関の製造方法       出願番号     2024-999999	
産業財産権設定     発明等の名称     **       選択 クリア     知願番号       よ久機関の製造方法       2024-999999	
選択 クリア 発明等の名称 ** 永久機関の製造方法 2024-999999	
出願番号 2024-999999	
alanh	
出願日 2024.03.12 23	
出願後の状況 非公開制度に関する通知等(以下、4.へ) 🔻 🧸 提択	
4. 書類の受領日/提出日 * 23	
ファイル名	更新日



(5-A3c2)「4. 書類の受領日/提出日」欄に書類の受領日又は提出日を入力します。

		産業財産権等出願後状況通知書
* 必須入力		
作成日	*	2025.10.21
部 名		材料・ナノテクノロジー部
	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
通知者	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
<b>迪</b> 和伯	役職名	部長
	氏名	資産 太郎
	出願国	日本
<b>在₩时本长</b> 凯亭	産業財産権の種類	特許権
産業財産権設定選択 クリア	発明等の名称	永久機関の製造方法
送が、ググ	出願番号	2024-999999
	出願日	2024.03.12
出願後の状況	*	非公開制度に関する通知等(以下、4.へ) 🔻
4. 書類の受領日/	提出日 **	2025.10.10 🔞 入力
		ファイル名
添付書類		ファイルの鞭切ファイルが発力されていません。



- (5-A3c3)「添付書類」欄に通知書等のみ(【重要】機微情報となる発明の内容が記載された書類は **絶対に添付しないこと。**)添付します。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ

書登録		一時保存 入力完了 閉じる
部 名		材料・ナノテクノロジー部
	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
\▽/r□→z	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
通知者	役職名	部長
	氏名 *	資産 太郎
出願国		日本
産業財産権設定選択 クリア	産業財産権の種類	特許権
	発明等の名称	永久機関の製造方法
<b>运</b> (	出願番号	2024-999999
	出願日	2024.03.12
出願後の状況	*	非公開制度に関する通知等(以下、4.へ)
4. 書類の受領日/打	是出日 *	2025.10.10
		ファイル名
添付書類		通知 2025.10.21
		ファイルの選択ファイルが選択されていません
備考		7 添付するファイルを選択 8 アップロード



(5-A3c4)「備考」欄に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する 法律第〇条第〇項の規定に基づく通知の受領」「経済施策を一体的に講ずることによる 安全保障の確保の推進に関する法律第〇条第〇項の規定に基づく申請書の提出」 のように受領又は提出した書類の種類を根拠条文とともに入力します。

書登録		一時保存	入力完了	閉じる
	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310		
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社		
通知者	役職名	部長		
	氏名 *	資産 太郎		
	出願国	日本		
	産業財産権の種類	特許権		
産業財産権設定	発明等の名称 *	永久機関の製造方法		
選択 クリア	出願番号	2024-999999	-	
	出願日	2024.03.12		
出願後の状況		非公開制度に関する通知等(以下、4.ヘ) <b>9 書類種類、根</b> 拠	ル各マを入	<b>力</b>
4. 書類の受領日/提出日 *		2025.10.10 23		/ ]
添付書類		ファイル名	更新日	
		通知	2025.10.21	
		ファイルの選択ファイルが選択されていません	アップロード	
備考		経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進関する法律第○条第○項の規定に基づく通知の受領		



(5-A3c5)「入力完了」ボタンをクリックします。

書登録		一時保存	入力完了閉じる
通知者	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	T
	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	⑪ クリック
	役職名	部長	
	氏名 *	資産 太郎	
	出願国	日本	
*****	産業財産権の種類	特許権	
産業財産権設定選択 クリア	発明等の名称 *	永久機関の製造方法	
選択「グリア	出願番号	2024-999999	
	出願日	2024.03.12	
出願後の状況		非公開制度に関する通知等(以下、4.へ) 🔻	
4. 書類の受領日/提出日 *		2025.10.10	
添付書類		ファイル名	更新日
		<u>通知</u>	2025.10.21
		ファイルの選択ファイルが選択されていません	アップロード
備考		経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進関する法律第○条第○項の規定に基づく通知の受領	

### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書-B (著作権)



(5-B1) 前頁の「選択」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、「出願通知書無し」 を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選択								
出願日					系る産業財産権の種		~	
出願国	出願国 日本 田原番号(社内管理番号、契約 管理番号等)							
	選択 この条件で絞り込							
53件のデ	53件のデータが該当しまた。							
選択	出願番号 (社內管理番号、契約	発明等の名称	出願日	登録番号		登録日	出願国	
	管理番号等)	出願に係る産業財産権の種類	HWY					
•	● 出願通知書無し							
0	「出願通知書」を未提出							
		aaa				2024.00.20	10.日本団	
	XXX	著作権			XXX	2024.08.20	JP:日本国	•
								-

#### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書-B (著作権)



(5-B2)「産業財産権等出願後状況通知書」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。

#### 文書登録

一時保存

#### 産業財産権等出願後状況通知書



#### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書─B (著作権)



- (5-B3) 「出願後の状況」欄で「登録」を選択した後、以下の図のとおりに処理します。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ



### 2. 產業財產権等 出願後状況通知書



(6) 前項で「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。





(7)「産業財産権等出願後状況通知書一覧」画面が表示されるので、作成した通知書が表示されていることを確認した後、「入力完了」ボタンをクリックします。



(10)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。





(8)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。





#### 通知書(登録)のイメージ

2022年12月28日

産業財産権等出願後状況通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 資産管理部長 殿 (プロジェクト担当部長)

> (住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 (法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発 株式会社

(役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る産業財産権の出願後の状況について、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1.産業財産権の種類 特許権
- 2.発明等の名称 永久機関の製造方法
- 3.出顧番号 2022-543210
- 4.出願後の状況 登録
- (1)登録年月日 2022年12月1日
- (2)登録番号 7069189
- (3)登録国名 日本国
- (4)権利者名 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
- 5.添付書類 ダミー公報 永久機関の製造方法

契約管理番号 19100801-0



(9)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。





(10) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した通知書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧         戻る							
						新規知財	手続
文書名				(部分	↑一致)		
PMS文書番号			出願番号	(部分一致)			
文書種別		▼	登録日				
						クリア この条件で絞	り込む
<b>231件のデータが該当しました。</b> 1 2 3 4 5 と <b>確認</b>							
PMS文書番号	文書種別	文書名		Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000952	知財	産業財産権等出願後状況通知書(41)		1.00	届出中	2022.12.28	

### 3. 知的財産権 移転承認申請書



(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u>	<u>-</u> > 知財一覧						戻る
知財手続一覧	クリック						出願通知書
出願日	<b>13</b> ∼	23	出願に係る産業財産権 の種類		~		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	~		
						クリア	この条件で絞り込む
<u>TOPページ</u> > メニュ-	<u>-</u> > <u>知財一覧</u> > <b>知財手</b> 級	き一覧				クリック	戻る 新規知財手続
文書名					(部分一致)		
PMS文書番号			出願番号			(部分一	致)
文書種別		~	登録日		23 ∼	23	
						クリア	この条件で絞り込む

# 3. 知的財産権 移転承認申請書



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権移転承認申請書」を選択し、「次へ」 ボタンをクリックします。

知財手	知財手続き様式選択					
選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称				
0	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書				
•	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書				
0	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書				
0	移転等届出	知的財産権移転等届出書				
0	移転通知	知的財産権移転通知書				
0	利用届出	知的財産権利用届出書				
0	放棄届出	知的財産権放棄届出書				
		クリック 次へ				

#### 3. 知的財產権 移転承認申請書



#### このページ以降

- A. 出願後の移転承認申請の場合 <u>こちら</u>
- B. 出願前の移転承認申請の場合 <u>こちら</u>

あらかじめ知的財産権移転承認申請書(出願前移転)を提出し、仮の産業財産権出願通知書 (出願前移転)において移転する知的財産権を 選択できるようにしておくことが必要となります。 出願前における知的財産権移 転通知書の提出についてPMS が対応しておらず、知的財産 権移転通知書から移転した知 的財産権を選択することがで きません。そのため、便宜上、 管理番号等を入力した産業財 産権出願通知書を提出してお くことが必要となります。

※ 出願前の移転承認申請の手続は以下のとおり。

<u>知的財産権移転承認申請書(出願前移転)</u>の提出

仮の産業財産権出願通知書(出願前移転)の提出・・・「出願番号」欄には管理番号等を入力

知的財産権移転通知書の提出

産業財産権出願通知書(出願前移転)の提出・・・「出願番号」欄には出願番号を入力

#### 3. 知的財産権 移転承認申請書-A



(3-A1)「知的財産権移転承認申請書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。



## 3. 知的財産権 移転承認申請書-A



(3-A2) 前頁で「出願後の権利追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「知的財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

口的財産権移転	閉じる	
必須入力		
	出願国	
	出願に係る産業財 産権の種類	
口的財産権	発明等の名称	
選択 クリア	出願雷号	
7	出願日	
選択	登録番号	
多転元	住所 *	
追加	名称 *	
多転先	住所 *	
追加	名称 🔭	
キャンセル		確定

# 3. 知的財産権 移転承認申請書-A



(3-A3) 「知財選択」画面が表示されるので、移転承認申請を行う知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選	択						閉じる	
出願日								
出願国		日本	~	出願番	号(社内管理番号、勢 号等)	契約		
	クリア この条件で絞り込む							
47件のデ	ータが該当しまし	<b>いた。</b> /	<sub>/</sub> 選択			5	フリック 設定	È
選択	出願番 (社内管理番		発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国	
X22.1/ \	管理番号等)		出願に係る産業財産権の種類	HWH	1120 E 3	1120.11	H-VACH	
			ネカ ※明み制火ナンナ					^
	2022-5432	210	永久機関の製造方法	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP: 日本国	
			特許権					
			バイドール簡素化					
0	2022-2022		特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP:日本国	
1			133112					

## 3. 知的財産権 移転承認申請書-A



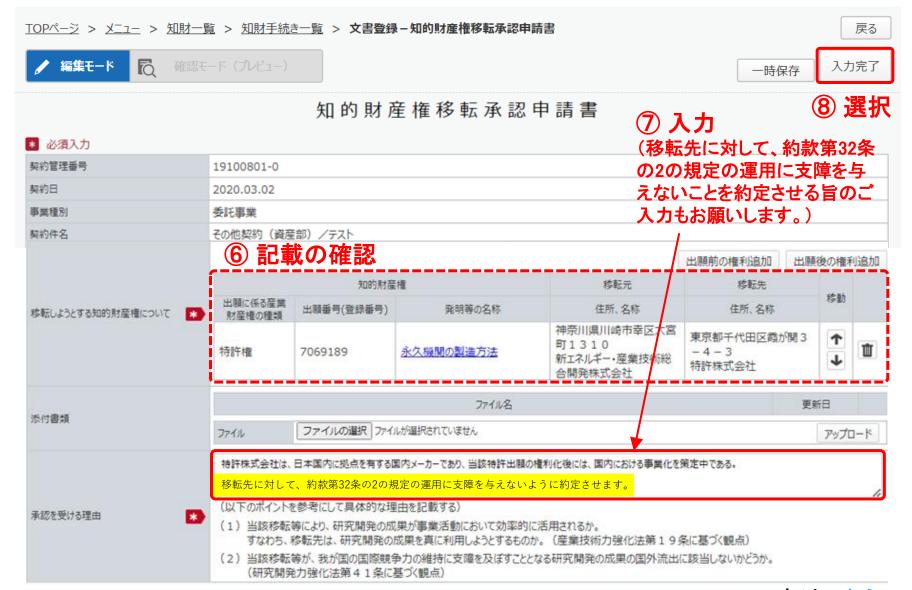
(3-A4)「知的財産権移転情報登録」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。



### 3. 知的財產権 移転承認申請書-A



(3-A5) 前頁の「確定」ボタンをクリックすると、「知的財産権移転承認申請書」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。



## 3. 知的財産権 移転承認申請書─B (出願前移転)



(3-B1)「知的財産権移転承認申請書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

			知的財産	権移転承認	申請書		
* 必須入力							
契約管理番号		19100801-0					
契約日		2020.03.02					
事業種別		委託事業					
契約件名		その他契約(資産	部) /テスト				
作成日	*	2023.01.04	23		成の確認		
	住所 *	神奈川県川崎市雪	区大宮町1310	• 404	★ マン 片圧 中心		
申請者	名称 *	新エネルギー・産業	技術総合開発株式会社				
中拥包	役職名	部長				<u> </u>	
	氏名 🔭	資産 太郎			(	② 選択	
				_		出願前の権利追加	出願後の権利追加
移転しようとする知的財	産権について 🔭		知的財産権	i	移転元	移転先	-4.71
		出願に係る産業 財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	移動
添付書類				ファイル名			更新日
沙川雪瀬		ファイル	ファイルの選択ファイルが選択されていません				アップロード

※ これよりも前の操作は3.(1)~(2)をご覧ください。

#### 3. 知的財産権 移転承認申請書─B (出願前移転)



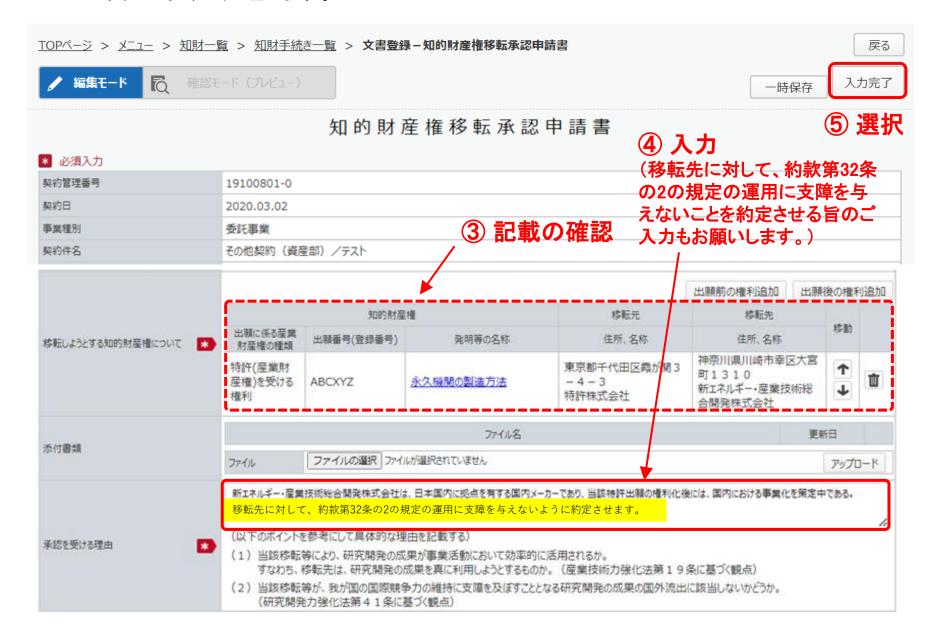
(3-B2) 前頁で「出願前の権利追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。



#### 3. 知的財産権 移転承認申請書-B (出願前移転)



(3-B3) 前頁で「選択」ボタンをクリックすると「知的財産権移転承認申請書」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。



# 3. 知的財産権 移転承認申請書



(4) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



#### 3. 知的財産権 移転承認申請書



(5)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、申請書の記載に間違いがないことを確認した後、「申請」ボタンをクリックします。



### 3. 知的財産権 移転承認申請書



(6)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「申請メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンをクリックし、申請書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリックし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力 申請メッセージ		入力	
キャンセル	確定	選択	
<b>→</b>	申請を行いました。		クリック 閉じる
TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転承認申請書  ✔ 編集モード (プレビュー)	ਰੈ(41)		クリック 戻る 即別 取下

### 3. 知的財產権 移転承認申請書



# 申請書のイメージ (様式第20)

2023年1月4日

知 的 財 産 権 移 転 承 認 申 請 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

新エネルギー・産業技術総合

開発株式会社

氐 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権 について、下記のとおり移転をしたいので、業務委託契約約款第31条の3第1項の規定に基づき、下記の とおり申請します。

なお、移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32 条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

#### 1.移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注1)、 番号(注2)及び名称(注3)	移転元住所、名称	移転先住所·名称
特許権 7069189 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合開 発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4- 特許株式会社

#### 2. 承認を受ける理由(注4)

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後には、 国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第31条の6及び第32条の2の規定の適用に支障を与えないように約定 させます。

> 契約管理番号 19100801-0

### 3. 知的財產権 移転承認申請書



(様式第20)

#### 申請書のイメージ(出願前)

2023年1月4日

知的財産権移転承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

所 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

称 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社

名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権 について、下記のとおり移転をしたいので、業務委託契約約款第31条の3第1項の規定に基づき、下記の とおり申請します。

なお、移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32 条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

#### 1.移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注1)、 番号(注2)及び名称(注3)	移転元住所、名称	移転先住所·名称	
ABCXYZ	東京都千代田区霞が関3-4- 特許株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合開 発株式会社	

#### 2. 承認を受ける理由(注4)

新エネルギー・産業技術総合開発株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当 該特許出願の権利化後には、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第31条の6及び第32条の2の規定の適用に支障を与えないように約定させます。

契約管理番号 19100801-0

#### 3. 知的財產権 移転承認申請書



(7) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した申請書のステータスが「申請中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。





(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u>	<u> </u>						戻る
知財手続一覧	クリック						出願通知書
出願日	<b>13</b> ~	23	出願に係る産業財産権 の種類		~		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	▼		
						クリア	この条件で絞り込む
<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u> ・	<u>-</u> > <u>知財一覧</u> > <b>知財手</b> 約	売き一覧					戻る
						クリック	新規知財手続
文書名					(部分一致)		
PMS文書番号			出願番号			(部分	一致)
文書種別		~	登録日		23 ~	23	
						クリア	この条件で絞り込む



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「専用実施権等設定承認申請書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

<b>5</b>	知財手続き様式選択						
	選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称				
	$\bigcirc$	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書				
	0	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書				
	<u></u>	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書				
	0	移転等届出	知的財産権移転等届出書				
	$\bigcirc$	移転通知	知的財産権移転通知書				
	0	利用届出	知的財産権利用届出書				
	0	放棄届出	知的財産権放棄届出書				
			クリック [	次へ			



(3)「専用実施権等設定承認申請書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。





(4) 前頁で「追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「知的財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

■ 必須入力 選	択	
知的財産権	種類	
選択・クリア	番号	
ABELI ( ) ) )	名称	
移転元 (専用実施権等を移転する 際の申請をする場合に入力 してください。設定の申請をす	生的	
る場合には空白としてください。) 追加	名称	
設定又は移転を受ける者	住所 *	1007
追加	名称 *	1
キャンセル		確定



(5) 「知財選択」画面が表示されるので、設定承認申請を行う知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選	択						閉じる	
出願日								
出願国		日本	~	出願番	号(社内管理番号、勢 号等)	契約		
	クリア この条件で絞り込む							
47件のデ	ータが該当しまし	<b>いた。</b> /	<sub>/</sub> 選択			5	フリック 設定	È
選択	出願番 (社内管理番		発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国	
X22.1/ \	管理番号等)		出願に係る産業財産権の種類	HWH	1120 E 3	1120-11	H-VACH	
			ネカ ※明み制火ナンナ					^
	2022-5432	210	永久機関の製造方法	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP: 日本国	
			特許権					
			バイドール簡素化					
0	2022-2022		特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP:日本国	
1			133112					



(6) 「知的財産権移転情報登録」に戻るので、以下の図のとおりに処理します。





(7) 前頁の「確定」ボタンをクリックすると、「専用実施権等設定承認申請書」画面に戻るので、以下の 図のとおりに処理します。





(8) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると、「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。





(9)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、申請書の記載に間違いがないことを確認した後、「申請」ボタンをクリックします。





(10)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「申請メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンを クリックし、申請書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力 申請メッセージ		入力
キャンセル	確定	選択
<b>→</b>	✔情報	
	申請を行いました。	クリック 閉じる
TOPページ > メニュー > <u>知財一覧</u> > <u>知財手続き一覧</u> > <b>文書登録-専用実施権等設定承認申</b> 記  ✔ 編集モード	<b>請書(6)</b>	<b>クリック</b> 戻る 印刷 取下



#### 申請書のイメージ

(様式第13)

2023年1月4日

専用実施権等設定承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理 事 長 殿

住 所 川崎市幸区大宮町1310

名 称 新エネルギー・産業技術総合開

発株式会社

氏 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権 について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、業務委託契約約款第31条の3第2項の規定に 基づき、下記のとおり申請します。

なお、専用実施権等の設定又は移転を受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1.専用実施権等(注1)を設定・移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注2)、 番号(注3)及び名称(注4)	移転元住所、名称	設定又は移転を受け る者の住所、名称
特許権 2022-543210 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社

#### 2.承認を受ける理由(注5)

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許を活用して、国内における事業を策定中である。

契約管理番号 19100801-0

※ 表中の番号(注3)に ついては、PMSの仕様上、 登録されている場合も出 願番号のみの表示となり ますが、問題ありません。



(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した申請書のステータスが「申請中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u>	> <u>知財一覧</u>	> 知財手続き一覧					新規知財	戻る 手続
文書名					(部分	一致)		
PMS文書番号				出願番号	(部分一致)		(部分一致)	
文書種別	▼			登録日		23 ~ <b>23</b>		
							クリアこの条件で絞り	り込む
238件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 と で記								
PMS文書番号	文書種別		文書名		Rev	ステータス	登録日	
BNS-J-23-0000959	知財	専用実施権等設定承認申請	書(6)		1.00	申請中	2023.01.04	



(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > メニュ	<u>-</u> > 知財一覧						戻る
知財手続一覧	クリック						出願通知書
出願日	<b>1</b> ~	23	出願に係る産業財産権 の種類		▼		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	~		
						クリア	の条件で絞り込む
<u>TOPページ</u> > メニュ	<u>-</u> > <u>知財一覧</u> > <b>知財手網</b>	き一覧					戻る
						クリック [	新規知財手続
文書名					(部分一致)		
PMS文書番号			出願番号			(部分一致	)
文書種別		~	登録日		<b>13</b> ~	123	
						クリア こ	の条件で絞り込む



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権移転等届出書」を選択し、「次へ」 ボタンをクリックします。

知財手			る
選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称	
0	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書	
0	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書	
0	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書	
•	移転等届出	知的財産権移転等届出書	
0	移転通知	知的財産権移転通知書	
0	利用届出	知的財産権利用届出書	
0	放棄届出	知的財産権放棄届出書	
		クリック	



(3) 「知的財産権移転等届出書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

#### 知的財産権移転等届出書





(4) 前頁で「追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「知的財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

知的財産権移転情報	登録	閉じ	ঠ ^
∗ 必須入力 選			
	種類		
知的財産権 選択 クリア	番号		
(量)( ) グラア	名称		
移転元又は専用実施権等 の設定をする者	住所 🔭		T
追加	名称 *		
移転先又は専用実施権等 の設定を受ける者	住所 *		T
追加	名称 🔭		
キャンセル		確認	定
	該終転等により	研究関発の成里が事業活動において効率的に活用されるか。	·



(5) 「知財選択」画面が表示されるので、移転等届出をする知的財産権を選択し、「設定」ボタンを クリックします。

知財選	択					閉じる	
出願日				系る産業財産権の種		~	
出願国	日本	~	出願番号(社内管理番号、契約 管理番号等)		契約		
					クリア	この条件で絞り込む	む
47件のデ	ータが該当しました。	<b>进</b> 机			5	フリック 設定	È
選択	出願番号 (社内管理番号、契》	発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国	
ALL 17 \	管理番号等)	出願に係る産業財産権の種類		22,42,3	120.7		
							•
	2022-543210	永久機関の製造方法	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP: 日本国	
	2022 3 13210	特許権	2022.00.01	7003103	2022.12.01	J. LAME	
		バイドール簡素化					
0	2022-202212	特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP:日本国	•



(6) 「知的財産権移転情報登録」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。





(7) 前頁の「確定」ボタンをクリックすると「知的財産権移転等届出書」画面に戻るので、以下の図の とおりに処理します。





(8) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。





(9)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。





(10)「メッセージ入力」画面が表示されるので「届出メッセージ」欄に入力した後、「確定」ボタンを クリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力	
届出メッセージ	入力
キャンセル 確定	選択
	情報
■ EBH	を行いました。
	クリック  「別じる」
TOPページ > メニュー > <u>知財一覧</u> > <u>知財手続き一覧</u> > <b>文書登録-知的財産権移転等届出書(10)</b> → 編集モード (プレビュー)	<b>クリック</b> 戻る 印刷 取下



#### 届出書のイメージ

(様式第20-1)

2023年1月5日

知的財産権移転等届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機 理 事 長 殿

> 住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

名 称 新エネルギー・産業技術総合開 発株式会社

氏 名 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権について、下記のとおり移転又は専用実施権等の設定をしたいので、業務委託契約約款第31条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、知的財産権若しくは専用実施権等の移転(以下「移転」という。)又は専用実施権等の設定を 受ける者に同約款第31条第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条 並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1.移転・専用実施権等の設定をしようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注1)、	移転元又は専用実施権等の	移転先又は専用実施権等の
番号(注2)及び名称(注3)	設定をする者の住所・名称	設定を受ける者の住所・名称
特許権 2022-543210 永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社

#### 2.移転等事由(注4)

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後には、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第31条の6及び第32条の2の規定の適用に支障を与えないように約定させます。

契約管理番号 19100801-0

※ 表中の番号(注2)に ついては、PMSの仕様上、 登録されている場合も出 願番号のみの表示となり ますが、問題ありません。

# 5. 知的財産権 移転等届出書



(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <u>知財一覧</u> > <b>知財手続き一覧</b> 戻る									
							新規知財	手続	
文書名					(部分	一致)			
PMS文書番号				出願番号			(部分一致)		
文書種別		~		登録日		<b>23</b> ~	23		
							クリア この条件で絞	り込む	
239件のデータが該当しました。 1 2 3 4 5 ≥ <b>確認</b>									
PMS文書番号	文書種別		文書名		Rev	ステータス	登録日		
BNS-J-23-0000960	知財	知的財産権移転等届出書(1	0)		1.00	届出中	2023.01.05		



(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <b>知財一覧</b>							
知財手続一覧	クリック						出願通知書
出願日	23 ~	23	出願に係る産業財産権 の種類		_		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	~		
						クリア	この条件で絞り込む
<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u> ・	_ > <u>知財一覧</u> > <b>知財手続き</b>	一覧					戻る
						クリック [	新規知財手続
文書名					(部分一致)		
PMS文書番号			出願番号			(部分一致	文)
文書種別		•	登録日		23 ∼	23	
						クリア	この条件で絞り込む



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権移転通知書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。





(3) 「知的財産権移転通知書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。

#### 知的財產権移転通知書 \* 必須入力 23 作成日 2023.01.04 資産管理部 部名 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 住所 ①記載の確認 名称 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社 通知者 役職名 部長 氏名 資産 太郎 ② クリック 追加 出願に係る 移転元の住所 移転先の住所 出願番号 移転情報 産業財産権の種類 移転の形式 発明等の名称 移転元の名称 移転先の名称 平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか? **\*** ○ はい ○ いいえ 契約開始日はいつですか? \*



(4) 前頁の「追加」ボタンをクリックすると「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、 「出願に係る産業財産権」欄の「選択」ボタンをクリックします。

Γ	知的財産権移転情報	登録		閉じる^	
名	* 必須入力				i
ı		種類			Ī
	出順に係る産業財産権 選択 クリア	出願番号			ı
ı	選択	発明等の名称			ı
ı	移転の形式	*	○ 一部移転 ○ 全部移転		ı
	移転元	住所 *			
則	追加	名称 *			
	移転先	住所 *			
5±	追加	名称 *			
°n	キャンセル			確定	
5 <u>म</u>					
°t1					
L				~	



(5) 「知財選択」画面が表示されるので、移転した知的財産権を選択した後、「設定」ボタンを クリックします。





(6) 「知的財産権移転情報登録」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。





このページ以降

A. 平成20年度以前の新規契約の場合 <u>こちら</u>

B. 平成21年度以降の新規契約の場合 <u>こちら</u>



(7-A1) 前項で「確定」ボタンをクリックすると、「知的財産権移転通知書」画面に戻るので、「移転情報」 欄に記載の事項を確認した後、「平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?」欄で「いい え」を選択します。

#### 知的財產権移転通知書 \* 必須入力 23 作成日 2023.01.04 部名 資産管理部 住所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 名称 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社 通知者 役職名 部長 確認 氏名 \* 資産 太郎 追加 出願に係る 出願番号 移転元の住所 移転先の住所 移 産業財産権の種類 移転の形式 動 移転元の名称 移転先の名称 発明等の名称 移転情報 神奈川県川崎市幸区大宮町 東京都千代田区霞が関3-特許権 2022-543210 1 3 1 0 4 - 3一部移転 新エネルギー・産業技術総合 永久機関の製造方法 特許株式会社 開発株式会社 平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか? はい 〇 いいえ ※ ✓ 約定させました 誓約事項について 選択 備考

116



(7-A2) 移転元の者は、移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において 「約定させました。」にチェックし、「入力完了」ボタンをクリックします。





(7-B) 前項で「確定」ボタンをクリックすると、「知的財産権移転通知書」画面に戻るので、「移転情報」 欄に記載の事項を確認した後、「平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?」欄で「はい」 を選択します。

### 知的財産権移転通知書





このページ以降

B. 平成21年度以降の新規契約の場合

### 【契約開始日】

(1) 平成21年4月~平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合

こちら

(2) 平成26年8月~平成27年11月14日(SIPは平成26年7月16日以降)の場合

こちら

### 6. 知的財産権 **移転通知書-7-B-(1)**



### (7-B(1))【契約開始日が平成21年4月~平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合】

「契約開始日はいつですか?」欄の「(1)契約開始日が、H21年4月~H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である」を選択します。

							追加
	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移	
多転情報	発明	月等の名称	1540001010	移転元の名称	移転先の名称	動力	
	特許権	2022-543210	\$019A	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310	東京都千代田区霞が関3 4-3	1	vite
	永久機関の製造方	7法	一部移転	新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	特許株式会社	1	Ù
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	○はい ○いいき	₹			7		
契約開始日はいつですか?					-		
(1)を選択いた方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。		H21年4月~H26年7月ま	で、又はH27年11/	月15日以降の契約である			
上記(a)を選択した場合	(2)契約開始日が、	H26年8月~H27年11月1	4日まで(SIPはH2	26年7月16日以降)の契約である			
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。					*		
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。					~		
上記(a)を選択した場合	NEDOの承認書を満	な付してください。					
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。					~		
監約事項について	□約定させました。						
	ファイル名 更新日						
<b>添付書類</b>	ファイルの選択ファイルが選択されていません						1-1-



### このページ以降

- B. 平成21年度以降の新規契約
- (1) 契約開始日が平成21年4月~平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合
  - (a)移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合 こちら
  - (b)移転についてNEDOの承認が不要の場合 <u>こちら</u>
- (2) 契約開始日が平成26年8月~平成27年11月14日(SIPは平成26年7月16日以降)の場合
  - (a)移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合
  - (b)移転についてNEDOの承認が不要の場合

# 6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-a



(7-B(1)a1)【**移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】** 「(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(a)約款第31条の3 の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため」を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	*	○はい ○いいえ	
契約開始日はいつですか?	*	(1)契約開始日が、H21年4月~H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である	
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。	*	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため	
上記(a)を選択した場合		(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため	選択
誓約事項について			
(本)(十書)(石		ファイル名	更新日
添付書類		ファイル 選択 選択されていません	アップロード

### 6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-a



(7-B(1)a2)【移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】「上記(a)を選択した場合」欄に記載のとおりNEDOの承認書を「添付書類」欄に添付し、また、移転元の者は移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェック後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法はこちらのページへ

「OPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財	手続き一覧 > 文書登録-知的財産権移転通知書	戻る
編集モード	1—)	一時保存入力完了
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか? *	<b>○</b> はい ○ いいえ	選択
契約開始日はいつですか? *	(1)契約開始日が、H21年4月~H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である	▼
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため	<b>-</b>
上記(a)を選択した場合	NEDOの承認書を添付してください。	
哲約事項について *	☑約定させました。	
w under	<b>チェック</b> ファイル名	更新日
添付書類	ファイル選択 選択されていません	アップロード

## 6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-b



### (7-B(1)b1)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(b)次の理由により承認が不要であるため」を選択します。

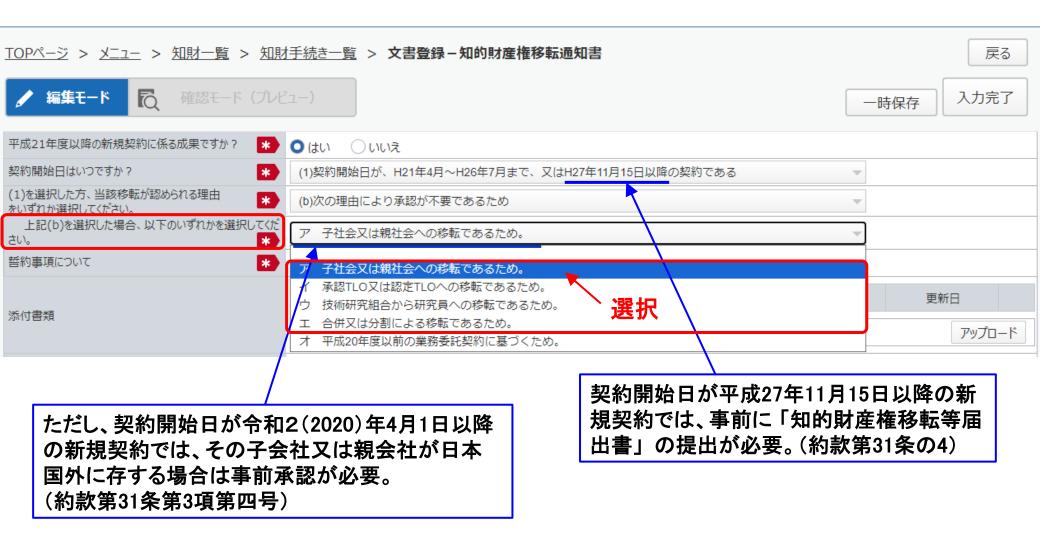
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	○ はい ○ いいえ	
契約開始日はいつですか? *	(1)契約開始日が、H21年4月~H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である	
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由 ************************************	(b)次の理由により承認が不要であるため ▼	
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。 *	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため	\aa 1m
誓約事項について *	(b)次の理由により承認が不要であるため - ****プルーと はらんこ	選択
	ファイル名	更新日
添付書類	ファイル選択選択されていません	アップロード

### 6. 知的財産権 移転通知書-B-(1)-b



#### (7-B(1)b2)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。」欄から該当する理由を選択します。



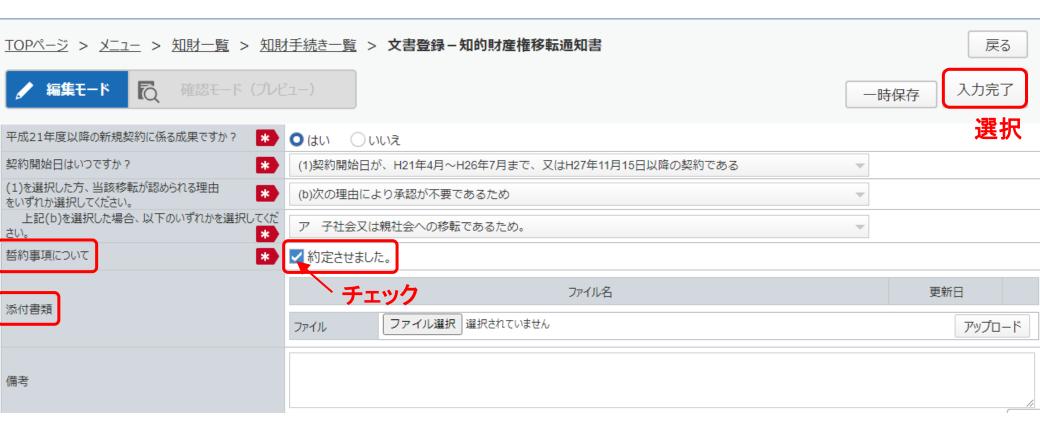
### 6. 知的財産権 **移転通知書-B-(1)-b**



#### (7-B(1)b3)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

移転元の者は、移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェックし、また、移転の事実が確認できる書類を「添付書類」欄に添付した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法はこちらのページへ



### 6. 知的財産権 **移転通知書-B-(2)**



(7-B(2))【契約開始日が平成26年8月~平成27年11月14日(SIPは平成26年7月16日以降)の場合】 「契約開始日はいつですか?」欄の「(2)契約開始日が、H26年8月~H27年11月14日まで(SIPはH26年7月16日以降)の契約である」を選択します。

							追加
	出願に係る 産業財産権の種類	出頭番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移	
移転情報	発明	1等の名称	194407030	移転元の名称	移転先の名称	重力	
	特許権	2022-543210	4010±	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310	東京都千代田区霞が関3- 4-3	1	wite
	永久機関の製造方法		一部移転	新エネルギー・産業技術総合 開発株式会社	特許株式会社	4	Ů
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	○はい ○いいえ	t			7		
契約開始日はいつですか?							
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。		H21年4月~H26年7月ま	で、又はH27年11月	月15日以降の契約である			
上記(a)を選択した場合	(2)契約開始日が、H	H26年8月~H27年11月1	4日まで(SIPはH2	26年7月16日以降)の契約である			
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。					w		
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。					~		
上記(a)を選択した場合	NEDOの承認書を済	が付してください。					
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。					~		
<b>監約事項について</b>	□約定させました。						
	ファイル名 更新日					3	
添付書類	ファイル	アイルの選択ファイルが	選択されていません			アップロ	1-1-



### このページ以降

- B. 平成21年度以降の新規契約
- (1) 契約開始日が平成21年4月~平成26年7月又は平成27年11月15日以降の場合
  - (a)移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合
  - (b)移転についてNEDOの承認が不要の場合
- (2) 契約開始日が平成26年8月~平成27年11月14日(SIPは平成26年7月16日以降)の場合
  - (a)移転が認められる理由がNEDOの承認を受けたための場合 <u>こちら</u>
  - (b)移転についてNEDOの承認が不要の場合 <u>こちら</u>

### 6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-a



(7-B(2)a1)【**移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】** 「(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(a)約款第31条の3 の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため」を選択します。

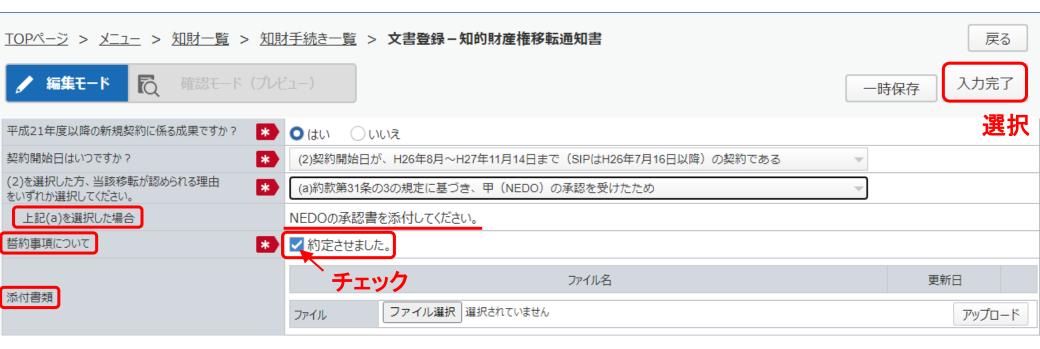
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	*	○はい ○ いいえ			
契約開始日はいつですか?	*	(2)契約開始日が、H26年8月~H27年11月14日まで(SIPはH26年7月16日以降)の契約である	~		
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由 をいずれか選択してください。	*	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため			
上記(a)を選択した場合		(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため			
誓約事項について	*	(b)次の理由により承認が不要であるため			
NZ (+ + + + X		ファイル名 選択		更新日	
添付書類		ファイル選択選択されていません		アップロ-	-F

### 6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-a



(7-B(2)a2)【移転が認められる理由が約款第31条の3の規定に基づきNEDOの承認を受けたための場合】「上記(a)を選択した場合」欄に記載のとおりNEDOの承認書を「添付書類」欄に添付し、また、移転元の者は移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項について」欄において「約定させました。」にチェック後、「入力完了」ボタンをクリックします。

※ 書類の添付方法はこちらのページへ



### 6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-b



### (7-B(2)b1)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。」欄の「(b)次の理由のにより承認が不要であるため」を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	○はい ○いいえ		
契約開始日はいつですか? *	(2)契約開始日が、H26年8月~H27年11月14日まで(SIPはH26年7月16日以降)の契約である		
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	(b)次の理由により承認が不要であるため ▼		
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲(NEDO)の承認を受けたため		
誓約事項について *	(b)次の理由により承認が不要であるため	選択	
	ファイル名	更新日	
添付書類	ファイル 選択 選択されていません	アップロー	- F

### 6. 知的財産権 移転通知書-B-(2)-b



#### (7-B(2)b2)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

「上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。」欄から該当する理由を選択します。

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか?	○ はい ○ いいえ	
契約開始日はいつですか? *	(2)契約開始日が、H26年8月~H27年11月14日まで (SIPはH26年7月16日以降) の契約である ▼	
(2)を選択した方、当該移転が認められる理由 ************************************	(b)次の理由により承認が不要であるため	
上記(b)を選択した場合、以下のいずれかを選択してください。 *	ア 子社会又は親社会への移転であるため。	]
誓約事項について *	アー子社会又は親社会への移転であるため。	
添付書類	イ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため。 ウ 技術研究組合から研究員への移転であるため。 エ 合併又は分割による移転であるため。 オ 平成20年度以前の業務委託契約に基づくため。	更新日アップロード
	契約開始日が平成27年11月15日以降のときに	は、事前に「知

的財産権移転等届出書」の提出が必要。(約款第31条の4)

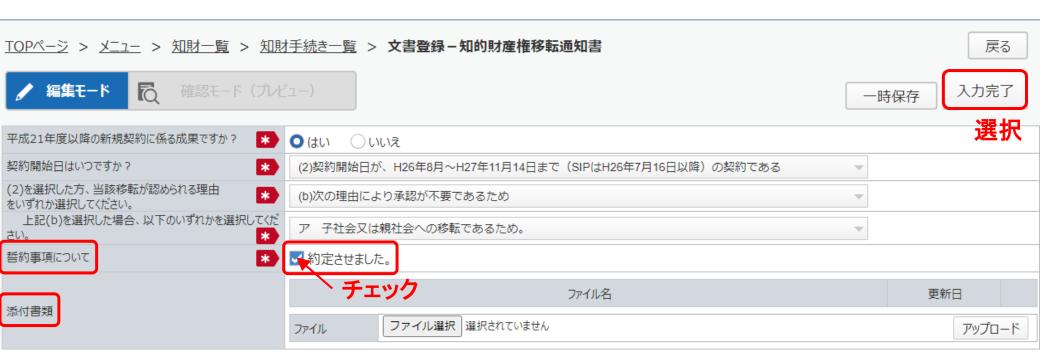
### 6. 知的財産権 **移転通知書-B-(2)-b**



#### (7-B(2)b3)【移転についてNEDOの承認が不要の場合】

移転元の者は、移転先の者に誓約事項を約定させた後、「誓約事項」欄において「約定させました。」 にチェックし、また、移転の事実が確認できる書類を「添付書類」欄に添付した後、「入力完了」ボタン をクリックします。

※ 書類の添付方法は<u>こちらのページ</u>へ





(8) 前項の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。





(9)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、通知書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックして提出します。





(10)「メッセージ入力」画面が表示されるので「届出メッセージ」欄に入力した後、「確定」ボタンを クリックし、通知書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

X	ッセージ入力		
Ji.	国出メッセージ A	入力	
	キャンセル 確定	選択	
	★情報		
	届出を行いました	た。	クリック  「別じる」
<b>→</b>	TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権移転通知書(42)         編集モード (プレビュー)		<b>クリック</b> 戻る 印刷 取下

### 6. 知的財産権 移転通知書-B (平成21年度以降の契約)



### 通知書のイメージ

2023年1月4日

知的財産権移転通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 資産管理部長 殿 (プロジェクト担当部長)

> (住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 (法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式 会社 (役職名 氏名) 部長 資産 太郎

2020年3月2日付け委託契約に基づく開発項目「その他契約(資産部)/テスト」に係る知的財産権の移転を行ったので、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

#### 1.移転した知的財産権

知的財産権の種類、知的財産権の 番号及び発明等の名称	移転元の住所・名称	移転先の住所・名称
特許権 2022-543210 永久機関の製造方法	1310	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社

- 2. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)
  - (1)約款第31条の3の規定に基づき、甲の承認を受けたため
- (2)以下の理由により承認が不要であるため(さらに以下のいずれかの理由を選択)
  - ア 子会社又は親会社への移転であるため
    - イ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
    - ウ 技術研究組合から組合員への移転であるため
    - エ 合併又は分割による移転であるため
    - オ 平成20年度以前の業務委託契約に基づくため
- 3.誓約事項

当該知的財産権の移転を行うに当たり、同約款第31条から第34条までの規定の適用に支障を与えないよう約定させました。

4.添付書類

ダミー移転通知書 永久機関の製造方法

契約管理番号 !19100801-0

※ 記載要領には、「3.「知的 財産権の番号」については、登 録番号を記載すること。ただし、 権利が設定登録前である場合 には出願番号を記載すること。」 とありますが、PMS上、登録され ていても、出願番号のみが表示 されます。



(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。





(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <b>知財一覧</b> 戻る								
知財手続一覧	知財手続一覧 クリック 出願通知書							
出願日	<b>13</b> ~	23	出願に係る産業財産権 の種類		~			
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	•			
						クリア	この条件で絞り込む	
TODA > 1/-	. /rool 8/ . <b>/rool 7</b> /	±+ 56						
<u>「OPページ</u> > <u>メニュー</u> > <u>知財一覧</u> > <b>知財手続き一覧</b> 戻る								
						クリック	新規知財手続	
文書名					(部分一致)			
PMS文書番号			出願番号			(部分	分一致)	
文書種別		•	登録日		23 ~	23		
						クリア	この条件で絞り込む	



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権利用届出書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。





(3) 「知的財産権利用届出書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。





(4) 前頁の「追加」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、利用した知的財産権を 選択し、「設定」ボタンをクリックします。

4	明選	択					閉じる			
	出願日 <b>23</b> ~ 出願に係る産業財産権の種類 ~									
	出願国	日本		出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)						
	クリア この条件で絞り込む									
<b>選択</b> 47件のデータが該当しました。 / 設定										
	選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称 出願に係る産業財産権の種類	出願日	登録番号	登録日	出順国			
		2022-543210	永久機関の製造方法 特許権	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP:日本国			
		2022-202212	バイドール簡素化	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP: 日本国			
	2022-202212	特許権	2022.12.07	12343070	2022.12.00	가. • 디사]	•			



このページ以降

- A. 自己実施の場合 <u>こちら</u>
- B. 第三者利用で専用実施権等設定承認申請書によりNEDOの承認 を受けて専用実施権等の設定又は移転の承諾をした場合 こちら

# 7. 知的財産権 利用届出書-A (自己実施)



(5-A) 「知的財産権利用届出書」画面に戻るので、「利用した知的財産権」欄に入力された知的財産権を確認します。また、「利用(第三者は利用許諾した場合)」欄で「自己」を選択した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ &gt; メニュ</u>	_ > <u>知財一覧</u>	> <u>知財手</u>	続き一覧 > 文書登録	录-知的財)	<b>產権利用届出書</b>			戻る
<b>/</b> 編集モード	₹ 確認モー	ド(プレビュー	-)				一時	入力完了
			知的	財産権	至利用届出書			選択
* 必須入力								
作成日		*	2023.01.04					
部 名		資	<b>資産管理部</b>					
	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮	町1310				
名称		*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社					
届出者	役職名		部長				7da = 27	
	氏名	*	資産 太郎					
							/	追加
利用した知的財産権		<b>3</b>	利用した知的財産権	の種類	利用した知的財産権の番	番号	利用した知的財産権	の名称
			特許權		2022-543210	ñ	<久機関の製造方法	Ů
利用(第三者は利用許諾	した場合)	<b>13</b>	自己 第三者					
添付書類			選択		ファイル名			更新日
沙川曾知		2	ファイル	プァイ	ルが選択されていません			アップロード

# 7. 知的財産権 利用届出書-B (第三者への利用許諾)



(5-B) 「知的財産権利用届出書」画面に戻るので、「利用した知的財産権」欄に入力された知的財産権を確認します。また、「利用(第三者は利用許諾した場合)」欄で「第三者」を選択した後、「入力完了」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ &gt; メニュ</u>	<u> - &gt; 知財一覧</u>	> <u>知財手組</u>	売き一覧 > 文書	登録 – 知的財	產権利用届出書			戻る
✔ 編集モード	₹ 確認モー	ド(プレビュー)	)				一時	入力完了
			知的	的財産権	霍利用届出書	P T		選択
* 必須入力								
作成日		<b>3</b>	2023.01.04	23				
部 名		資	產管理部					
	住所	*	神奈川県川崎市幸区	大宮町1310				
名称	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社					
届出者	役職名	i	部長				7 <del>8</del> 5=21	
	氏名	*	資産 太郎				一確認 ———	
							/	追加
利用した知的財産権		<b>3</b>	利用した知的財	産権の種類	利用した知的財産権の	の番号	利用した知的財産権	の名称
		1	寺許権		2022-543210	ź	永久機関の製造方法	Ů
利用(第三者は利用許諾	した場合)	<b>3</b> 0	自己 第三	選択				
les sections					ファイル名			更新日
添付書類		7	וו/יל	アイルの選択。ファイ	ルが選択されていません			アップロード

### 7. 知的財產権 利用届出書



(6) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると、「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。



#### 7. 知的財産権 利用届出書



(7)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。



# 7. 知的財産権 利用届出書



(8) 「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンを クリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。



### 7. 知的財產権 利用届出書



#### 届出書のイメージ

2023年1月4日

知的財産権利用届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 資産管理部長 殿 (プロジェクト担当部長)

> (住所) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 (法人名等) 新エネルギー・産業技術総合開発株式会 社 (役職名 氏名) 部長 資産 太郎

知的財産権の利用を下記のとおり行いましたので、業務委託契約約款第34条の規定により届け出ます。

記

1.利用した知的財産権

知的財産権の種類(注1)	知 的 財 産 権 の 名 称 (注³)
及 び 番 号 (注2)	
特許権	永久機関の製造方法
2022-543210	

2.利用(第三者は利用許諾した場合)



契約管理番号 19100801-0

#### 7. 知的財産権 利用届出書



(9) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。





(1) 「知財一覧」画面が表示されたら「知財手続一覧」ボタンをクリックします。「知財手続き一覧」画面が表示されるので、「新規知財手続」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュ</u>	<u>-</u> > 知財一覧						戻る
知財手続一覧	クリック						出願通知書
出願日	<b>1</b> ≥ 1	23	出願に係る産業財産権 の種類		~		
出願番号		(部分一致)	出願国	日本	~		
						クリア	この条件で絞り込む
<u>TOPページ</u> > メニュー	「OPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧       グリック       新規知財手続						
文書名					(部分一致)		
PMS文書番号			出願番号			(部分一	致)
文書種別		~	登録日		<b>₫</b> ~	23	
						クリア	この条件で絞り込む



(2) 「知財手続き様式選択」画面が表示されるので、「知的財産権放棄届出書」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。

知財手	続き様式選択	閉じる
選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
0	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
0	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
0	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
0	移転等届出	知的財産権移転等届出書
0	移転通知	知的財産権移転通知書
0	利用届出	知的財産権利用届出書
<b>O</b>	放棄届出	知的財産権放棄届出書

クリック



(3)「知的財産権放棄届出書」画面が表示されるので、以下の図のとおりに処理します。





(4) 前頁で「追加」ボタンをクリックすると「知財選択」画面が表示されるので、放棄する知的財産権を 選択し、「設定」ボタンをクリックします。

知財選	択						閉じる	
出願日					系る産業財産権の種		~	
出願国		日本	~	出願番	号(社内管理番号、勢 号等)	契約		
			<b>√88 ∔</b> □			クリア	この条件で絞り込む	t)
47件のデ	ータが該当しまし	<b>いた。</b> /	<sub>/</sub> 選択			5	フリック 設定	È
選択	出願番 (社内管理番		発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国	
X22.1/ \	管理番号	等)	出願に係る産業財産権の種類	HWH	1120 E 3	1120-11	H-VACH	
			ネカ ※明み制火ナンナ					^
	2022-5432	210	永久機関の製造方法	2022.06.01	7069189 2	2022.12.01	JP: 日本国	
			特許権					
			バイドール簡素化					
0	2022-202212		特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP:日本国	-
1			133112					



(5) 「知的財産権放棄届出書」画面に戻るので、以下の図のとおりに処理します。





(6) 前頁の「入力完了」ボタンをクリックすると「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。 「情報」画面に遷移したら、「閉じる」ボタンをクリックします。





(7)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。





(8)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンを クリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。

メッセージ入力	入力	
キャンセル 確定	選択	
<b>● 情報</b>	した。	
		クリック  「別は
TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録 - 知的財産権放棄届出書(12)  → 編集モード 確認モード (プレビュー)		<b>クリック</b> 戻る 印刷 取下



#### 届出書のイメージ

(様式第22)

2023年1月5日

知的財産権放棄届出書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理 事 長 殿

住 所 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

名 称 新エネルギー・産業技術総合開発 株式会社

氏 名 資産 太郎

知的財産権の放棄を下記のとおり予定しておりますので、業務委託契約約款第31条の5の規定により 届け出ます。

記

#### 1.放棄予定の知的財産権

知的財産権の種類(注 <sup>1</sup> ) 及び番号(注 <sup>2</sup> )	知的財産権の名称	(注3)	放棄予定日
特許権 2022-543210	永久機関の製造方法		2023年1月25日

契約管理番号 !19100801-0

※ 記載要領には、「(注 2):番号については当該 種類に係る設定登録番号 又は設定登録の出願若し くは申請番号、ノウハウの 管理番号を記載のこと。」 とありますが、PMS上、登 録されていても、出願番 号のみが表示されます。



(9) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。









(1) 前頁の「文書一覧」ボタンをクリックすると「文書一覧」画面が表示されるので、「様式ダウンロード」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <b>文書一</b> 覧		<b>選択</b> 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原
NEDOからの通知文書一覧		様式ダウンロード 文書の新規追加
✓全てを選択する	絞り込み検索	絞り込み検索を開く
☑ 知財	キーワード検索	すべてを含む ▽
'	Rev	● 最新のRevのみを表示 ○全てを表示
		クリア    この条件で絞り込む

(2)「様式ダウンロード」画面が表示されるので、「知財」を展開します。

様式ダウンロード	閉じる	
+ 全て展開 - 全て折りたたむ		•
+ 契約/交付		
+ 契約/交付(変更)		
+ 契約/交付(承継)		
+ 検査		
+ 資産		
+ <sup>知財</sup> 展開		
+ その他		



(3) 「知的財産権持分放棄届出書」欄の「出力」ボタンをクリックします(下図の①)。「知的財産権持分放棄届出書」が出力されるので、当該届出書を保存した後、保存した届出書に必要事項を入力し、入力が終わった届出書は保存します。また、「様式ダウンロード」画面の「閉じる」ボタンをクリックします(下図の②)。

様式ダウンロード	② クリック	閉じる
		^
+ 契約/交付(変更)		
+ 契約/交付(承継)		
+ 検査		
+ 資産		
- 知財		
文書名称	様式	
知的財産権帰属届出書	- ±	力
知的財産権持分放棄届出書	① タリック 🕒	i力 •



(4)「文書の新規追加」ボタンをクリックします。



(5)「文書追加(文書の選択)」画面が表示されるので、「知財」を展開します。





(6) 「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」を選択し、「確定」ボタンをクリックします。

文	書追加	追加(文書の選択)			
+	全て展	開 - 全て折りたたむ	ック	確定	
	$\circ$	産業財産権等出願後状況通知書	-		
	0	知的財産権移転承認申請書	-		
	0	専用実施権等設定承認申請書	-		
	$\circ$	知的財産権移転等届出書	-		
	$\circ$	知的財産権移転通知書	-		
	$\circ$	知的財産権利用届出書	-		
	0	知的財産権放棄届出書	-		
	•	知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書	-		



- (7)「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」画面が表示されるので、「添付ファイル」 欄に9.(3)で保存した知的財産権持分放棄届出書を添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ





(8) 「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」 ボタンをクリックします。





(9)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。





(10)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンを クリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。



※ 届出メッセージ例

共有する特許権について、自己の持分を放棄しますので、事前に知的財産権持分放棄届出書を提出 します。







(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。



確認







(1) 前頁の「文書一覧」ボタンをクリックすると「文書一覧」画面が表示されるので、「様式ダウンロード」ボタンをクリックします。

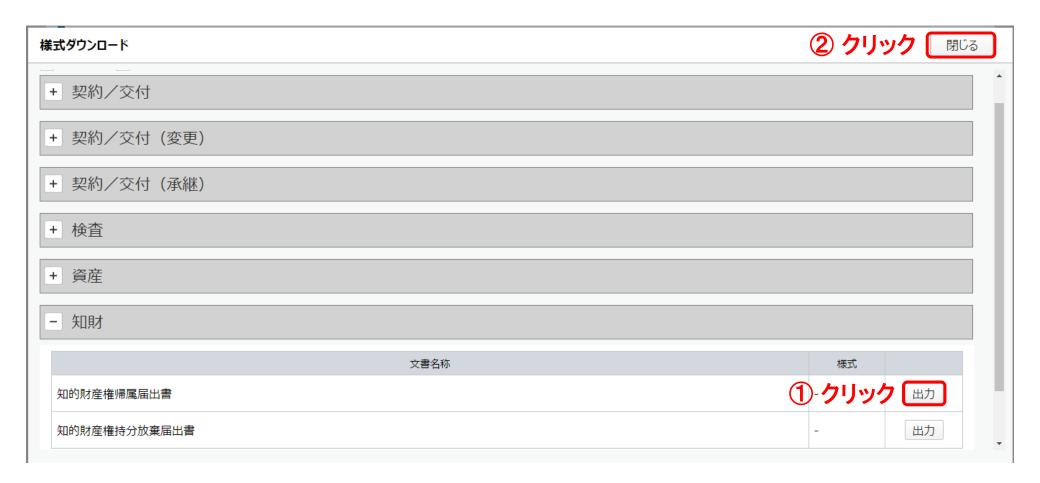
<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <b>文書一</b> 覧		<b>選択</b>
NEDOからの通知文書一覧		様式ダウンロード 文書の新規追加
✓全てを選択する	絞り込み検索	絞り込み検索を開く
☑ 知財	キーワード検索	すべてを含む・・
	Rev	● 最新のRevのみを表示 ○全てを表示
		クリア    この条件で絞り込む

(2)「様式ダウンロード」画面が表示されるので、「知財」を展開します。

様式ダウンロード	閉じる	
+ 全て展開 - 全て折りたたむ + 契約/交付	•	
+ 契約/交付(変更)		
+ 契約/交付(承継)		
+ 検査		
+ 資産		
+ 知財 展開		
+ その他		
	~	



(3) 「知的財産権帰属届出書」欄の「出力」ボタンをクリックします(下図の①)。「知的財産権帰属届出書」が出力されるので、当該届出書を保存した後、保存した届出書に必要事項を入力します。入力が終わった届出書は保存します。また、「様式ダウンロード」画面の「閉じる」ボタンをクリックします(下図の②)。





(4)「文書の新規追加」ボタンをクリックします。



(5)「文書追加(文書の選択)」画面が表示されるので、「知財」を展開します。



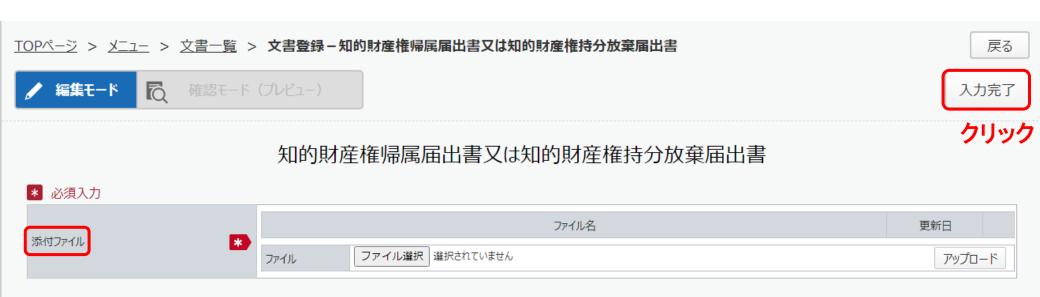


(6)「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」を選択し、「確定」ボタンをクリックします。

文	文書追加(文書の選択)				
+ 全て展開       - 全て折りたたむ					
	$\circ$	産業財産権等出願後状況通知書	-	4	
	$\circ$	知的財産権移転承認申請書	-		
	$\bigcirc$	専用実施権等設定承認申請書	-		
	$\bigcirc$	知的財産権移転等届出書	-		
	$\bigcirc$	知的財産権移転通知書	-		
	$\bigcirc$	知的財産権利用届出書	-		
	0	知的財産権放棄届出書	-		
	•	知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書	-		



- (7)「知的財産権帰属届出書又は知的財産権持分放棄届出書」画面が表示されるので、「添付ファイル」 欄に10.(3)で保存した知的財産権帰属届出書を添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ





(8) 「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」 ボタンをクリックします。





(9)「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、届出書の記載に間違いがないことを確認した後、「届出」ボタンをクリックします。





(10)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「届出メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンを クリックし、届出書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。



#### 10. 知的財産権 帰属届出書



(11) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「届出中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。









(1) 前頁の「文書一覧」ボタンをクリックすると「文書一覧」画面が表示されるので、「様式ダウンロード」ボタンをクリックします。

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <b>文書一</b> 覧			戻る
NEDOからの通知文書一覧			新規追加
✓全てを選択する	絞り込み検索	絞り込みを	<b>食索を開く</b>
☑ 知財	キーワード検索	すべてを含む	
	Rev	● 最新のRevのみを表示 ○全てを表示	
		クリア    この条件で	絞り込む

(2)「様式ダウンロード」画面が表示されるので、「その他」を展開します。

様式ダウンロード	閉じる
+ 全T展開 - 全T折りたたむ + 契約/交付	_
+ 契約/交付(変更)	
+ 契約/交付(承継)	
+ 検査	
+ 資産	
+ 知財	
<b>  その他   展開</b>	
	~



(3) 「封印申請書」欄の「出力」ボタンをクリックします(下図の①)。「封印申請書」が出力されるので、 当該申請書を保存した後、保存した申請書に必要事項を入力します。入力が終わった申請書は 保存します。また、「様式ダウンロード」画面の「閉じる」ボタンをクリックします(下図の②)。





(4)「文書の新規追加」ボタンをクリックします。





(5)「文書追加(文書の選択)」画面が表示されるので、「その他」を展開し(下図①)、「封印申請書」を選択した(下図②)後、「確定」ボタンをクリックします(下図③)。





- (6)「封印申請書」画面が表示されるので、「添付ファイル」欄に11.(4)で保存した封印申請書を添付し、「入力完了」ボタンをクリックします。
  - ※ 書類の添付方法はこちらのページへ





(7)「質問」画面が表示されるので、「はい」をクリックします。「情報」画面に遷移したら、「閉じる」 ボタンをクリックします。





(8) 「文書登録」画面(確認モード)が表示されるので、申請書の記載に間違いがないことを確認した後、「申請」ボタンをクリックします。





(9)「メッセージ入力」画面が表示されるので、「申請メッセージ」欄に入力した後「確定」ボタンを クリックし、申請書を提出します。その後、「情報」画面が表示されたら「閉じる」ボタンをクリッ クし、「文書登録」画面の「戻る」ボタンをクリックします。





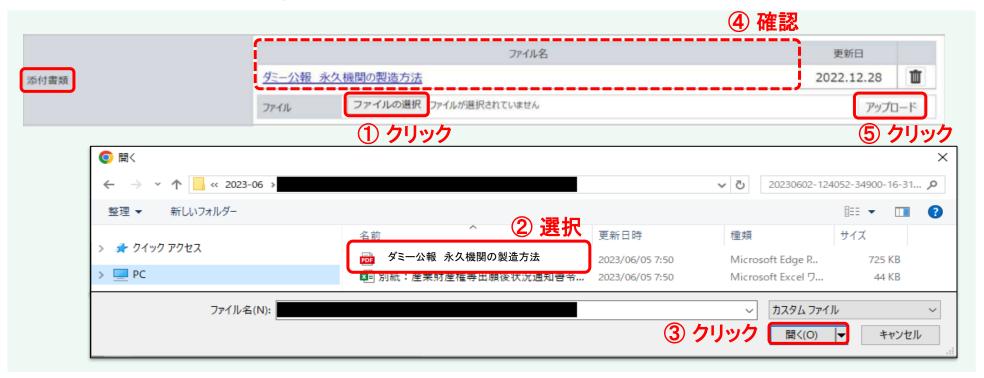
(10) 「知財手続き一覧」画面が表示されるので、提出した届出書のステータスが「申請中」となっていることを確認します。その後、NEDOで受領されると、ステータスは「受領済み」となります。



## 【参考】PMSにおける書類の添付方法



- 1. 「添付書類」欄の「ファイルの選択」ボタンをクリックします(下図の①)。
- 2. 添付する書類を選択した後、「開く」をクリックします(下図の②③)。
- 3. 「ファイル名」欄に添付する書類が表示されていることを確認した(下図の④)後、「アップロード」ボタンをクリックします(下図の⑤)。



#### このあと

産業財産権等出願後状況通知書(登録)に戻る 産業財産権等出願後状況通知書(証憑書類の提出)に戻る 産業財産権等出願後状況通知書(特許出願の非公開制度)に戻る 移転通知書(契約開始日※が(1)でNEDO承認を受けた場合)に戻る 移転通知書(契約開始日が(1)でNEDO承認が不要の場合)に戻る 移転通知書(契約開始日が(2)でNEDO承認を受けた場合)に戻る 移転通知書(契約開始日が(2)でNEDO承認が不要の場合)に戻る 移転通知書(契約開始日が(2)で NEDO承認が不要の場合)に戻る 封印申請書に戻る こここここここ

#### 契約開始日※

- (1) H21年4月~H26年7月又は H27年11月15日以降
- (2) H26年8月~H27年11月14日 (SIPはH26年7月16日以降)



#### 改定履歴

改定日	改定履歴
2024年10月7日	主なもの (P4)産業財産権出願通知書及び産業財産権等出願後状況通知書の構成図を修正。 (P19、20)出願前移転の場合について、移転承認申請の場合と移転等届出の場合に分け、それぞれの場合において、更に仮の出願通知の場合と本来の出願通知の場合に分け、これ以降のページで、それぞれの場合における操作方法を追記。また、出願前の移転承認申請及び移転等届出の手続に関する説明を追記。 (P60)産業財産権等出願後状況通知書において、著作権の場合における操作方法を追記。 (P71)出願前の移転承認申請の手続に関する説明を追記。 (P97)仮専用実施権の設定承認申請の場合の手続に関する説明を追記。
2024年12月26日	P15を追加。
2025年10月28日	出願後状況通知書の「出願後の状況」のシステム改修(メニュー項目追加:証憑の提出、特許非公開制度に関する通知等)に伴い P47、P50~P53(証憑の提出、5ページ→4ページに減)、P54~P58(特許非公開制度)を修正

本マニュアルに関する問い合わせ先

事業統括部 知的財産課 chizaiken@nedo.go.jp